導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　本町の人口は、２０１５年の１５，４００人をピークに、現在まで微減の状況が続いている。また、生産年齢人口及び年少人口についても、２０年以上減少が続いている。一方、６５歳以上の高齢者人口は２０年以上増加が続いている。就業人口については、２００５年の７，７０７人をピークに減少が続き、２０１５年は、７，３５３人と減少が続いている。

従事者数の最も多い産業は、サービス業を中心とした第三次産業である。次いで製造業を中心とする第二次産業となっている。生産年齢人口・年少人口及び就業人口が減少している状況下においては、従事者数が増加している業種はサービス業、及び運輸・通信業のみであり、その他業種においては、従事者数が減少している。

本町は中小企業が多く、生産年齢人口・年少人口及び就業人口が減少していることを考慮すると、新たな従事者の確保は難しい状況であり、人材の確保も困難になりつつある。加えて、新たな設備投資等に投資する資金を確保するための経営を行なうことが困難になりつつある。

（２）目標

　　生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、筑後地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。
　これを実現するための目標として、計画期間中に１０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率３％以上の労働生産性の向上を目標とする。

２　先端設備等の種類

　　町内中小企業の先端設備等の導入を幅広く促すことを目標とすることから、本計画において対象となる先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性特別措置法施行規則第１条第１項全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

町内全域の中小企業の労働生産を高める事を目標とすることから、本計画において対象となる区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

町内全域の中小企業の労働生産を高める事を目標とすることから、業種及び事業等については、全ての業種・事業とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　国が同意した日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　先端設備導入計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

（１）雇用への配慮

　　人員削減を目的とした取組は、計画認定の対象とはしないこととする。また、設備導入に伴う人員増については、雇用の安定を考慮した上で、労働生産性の評価を行うこととする。

（２）認定等に対する配慮

　　認定に当たって、導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出等を求める場合には、中小企業者にとって過度な負担とならないよう配慮することとする。

（３）中小企業者に対する施策の総合的推進

　　先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進するものとする。

（４）計画の進捗状況についての調査

　　先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。